

2024年度 版

教職の手引き 保健師の手引き

2024年度入学者用



国際医療福祉大学
小田原保健医療学部

国際医療福祉大学大学院

教職課程 3 ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科・大学院看護学分野では、所定の単位を修得し、次に掲げる教職課程の特性を考慮したディプロマ・ポリシーを達成した学生に対して、看護学科では養護教諭一種免許取得、大学院では養護教諭専修免許取得の申請を認める。

DP1：教職を目指すものとして幅広い教養と豊かな感性を養い、社会的責務と使命感を自覚し、養護教諭としての資質・能力を身につけている。

DP2：学校教育と教育課程の意義を理解し、実情に合わせたカリキュラムマネジメントを行うための基礎知識を身につけている。

DP3：児童及び生徒の教育的課題を解決する養護実践に必要な基礎的な知識・技術・態度、組織的に対応できる能力の基礎を身につけている。

DP4：養護教諭としての養護実践力ならびに資質・能力を向上させる自己研鑽を積む姿勢を身につけている。

DP（大学院）：養護教諭専修免許状を授与するにふさわしい学識を有し、質の高い学校保健の実践を通じてわが国の初等中等教育の発展に貢献できる能力ならびに能力向上に向けて不断の研鑽を積む意欲を身につけている。

カリキュラム・ポリシー

CP1：幅広い教養と豊かな感性を養い、教育の理念と基本的概念・教職の意義を理解し、養護教諭としての基礎知識と資質・能力を身につけるための科目を設定する。

CP2：学校教育に関する社会的、制度的な基礎知識、教育課程の意義と編成ならびに実情に合わせたカリキュラムマネジメントを行う基礎知識を身につけるための科目を設定する。

CP3：児童及び生徒の各発達段階における心理的特性を踏まえ教育的課題と多様なニーズを査定し、養護活動を実践するための知識・技術・態度、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応できる能力の基礎を身につけるための科目を設定する。

CP4：児童及び生徒個々の教育課題とニーズを理解し、養護活動を計画・実施・評価・改善するための実践力及び、養護教諭としての資質と能力を向上させるための自己開発の方法と自己研鑽を積む姿勢を身につけるための科目を設定する。

CP（大学院）：国際医療福祉大学大学院の定める養護教諭専修免許状申請に必要な科目を設定する。

教職課程 3 ポリシー

アドミッション・ポリシー

児童及び生徒のもつ諸課題に広く関心を持ち、将来、養護教諭として児童及び生徒の学習活動の支援に携わる意向をもっている人

看護学の専門性を基盤とし、さらに養護実践に必要な専門知識・技術・態度の修得に意欲がある人

対人関係を構築するための基本的なコミュニケーション能力を有する人

常に自己成長を目指す姿勢をもっている人

(大学院) 養護教諭専修免許状取得を希望する場合は、看護師の資格を有し、質の高い学校保健の実践に必要な専門知識の修得に意欲を持つ人

養護教諭編

I 養護教諭編

1. 養護教諭に求められる資質能力

学校の児童生徒と向き合うため、教員としての役割や使命を十分に理解し、これからの学校教育を担うための資質能力の向上を目指します。そのためには、学校現場で養護教諭として必要とされる知識や技能を獲得するとともに、子どもを理解するための関心や意欲、関係者との信頼関係を築こうとする人間性や社会性を高めるため、様々な学びと経験を自己研鑽していくことが求められます。

2. 養護教諭の免許制度

養護教諭の免許は教育免許課程を持つ大学で定められた科目を履修し、申請することによって取得することができます。また、教員職員免許法の改定（H29年）により免許の期限が廃止されました。養護教諭の免許には3つの免許があります。

二種免許状	短期大学卒業（保健師免許を基礎資格として申請する場合）⇒10 p 参照
一種免許状	4年制大学卒業程度
専修免許状	大学院修士課程修了程度



二種免許状



一種免許状



専修免許状

*養護教諭の採用基準は都道府県によって異なっています。二種よりも一種のほうが採用されやすいというようなことは一概に言えませんが、より上級免許を持っているほうが有利だと考えられます。なお、教育職員免許法第九条の五には「教育職員で、その有する担当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなくてはならない。」の規定があります。

・国際医療福祉大学小田原保健医療学部では、定められた課程を修めることにより、養護教諭一種免許状を取得することができます。⇒6 p 参照

*保健医療学部看護学科（大田原キャンパス）、成田看護学部看護学科（成田キャンパス）、には、養護教諭一種免許状を取得できる教職課程は置かれていません。

・国際医療福祉大学大学院では同様に、定められた課程を修めることにより、養護教諭専修免許状を取得することができます。⇒11 p 参照

3. 学部で取得する養護教諭一種免許状について

1) 教職課程の選択時期

入学時点で選択すること。

看護学科のカリキュラムは1年生から専門基礎科目（解剖学など）や専門科目（基礎看護学など）がスタートします。本学では看護師国家試験受験資格が卒業要件になっています。養護教諭は大学を卒業することが一種免許状を取得するための要件になっています。また、3年次以降は保健師国家試験受験資格を取得するための科目が始まります。そのため、2年生になってから教職に関する科目を履修することは困難です。ですから、養護教諭一種免許状の取得をめざす方は、1年生から順序だてて科目を履修することが必要になってきます。

養護教諭一種免許状課程履修は選択制とし、定員は40名を目安としています。入学後に履修希望調査を行い、希望者が定員の40名を超えた場合には、学習の意欲及び入学試験の成績等を参考にして選考を行う場合があります。

2) 教職として履修しなければいけない科目と単位

別表1にある「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「施行規則第66条の6に定める科目」の計64単位を取得することが必要です。

本学の分類では以下の3つのカテゴリーから67単位を履修します。

(次ページ参照)

- (1) 総合教育科目の中で履修しなければいけない科目（別表2：英語、法学等）
- (2) 専門基礎科目の中で履修しなければいけない科目（別表3・4：教職入門等）
- (3) 専門科目の中で履修しなければいけない科目（別表5：公衆衛生看護学概論等）

別表1 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 教育職員免許法等に定める基礎資格及び科目ごとの最低単位数と本学規程

根拠	基礎資格	科目ごとの最低単位数			
		教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に定める科目
教育職員免許法等	学士の学位を有すること	21	28	7	8
合 計		64			
本学規程	学士の学位を有すること	21	36	2	8
合 計		67			

【注】「大学が独自に設定する科目」には、「養護に関する科目」のうち、最低単位数を超えた分を充当できるため、本学が定める履修方法で、免許法等で定める最低単位数を充足する。

別表2 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
日本国憲法	2	法学	総合教育	1・2・3・4	必修	2
体育	2	健康科学理論	総合教育	1・2・3・4	必修	1
		健康科学実践	総合教育	1・2・3・4	必修	1
外国語コミュニケーション	2	英語B-1(聴解・発話基礎)	総合教育	1	必修	1
		英語B-2(聴解・発話応用)	総合教育	1	必修	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データリテラシー	総合教育	1	必修	1
		データサイエンスとAIの基礎	総合教育	1	必修	1

【注】配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

別表3 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
大学が独自に設定する科目	7	解剖学・生理学演習	専門基礎	2	必修	1
		看護コミュニケーション論	専門	1	必修	1

【注】配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

別表4 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	8	教職入門	専門基礎	1	必修	2
		教育学	総合教育	1・2	必修	2
		発達心理学	専門基礎	1・2	必修	1
		特別支援教育概論	専門基礎	1・2	必修	1
		教育課程論	専門基礎	1・2	必修	2
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育の理論と実践	専門基礎	2・3	必修	1
		特別活動及び総合的な学習の時間の基礎	専門基礎	2・3	必修	1
		教育方法論	専門基礎	2・3	必修	2
		生徒指導論	専門基礎	2・3	必修	1
		教育相談の基礎と方法	専門基礎	2・3	必修	1
教育実践に関する科目	5	養護実習	専門	4	必修	5
		学校看護学実習	専門	3・4	選択	1
	2	教職実践演習(養護教諭)	専門基礎	4	必修	2

【注】

(1)「学校看護学実習」の履修を必要とする場合は、科目責任者に相談すること。

(2) 配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

別表5 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	疫学	専門基礎	2	必修	2
		公衆衛生学	専門基礎	1	必修	2
学校保健	2	公衆衛生看護学概論	専門	1	必修	2
		コミュニティアセスメント論	専門	3	必修	1
		小児看護学概論	専門	2	必修	1
養護概説	2	養護概説	専門基礎	2・3	必修	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康教育・保健指導論	専門	2	必修	1
		臨床心理学概論	専門基礎	1	必修	1
栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	専門基礎	1	必修	1
		成人看護学方法論Ⅱ (慢性期看護)	専門	3	必修	2
解剖学・生理学	2	解剖学Ⅰ (運動器系・内臓系・循環器系)	専門基礎	1	必修	1
		生理学Ⅰ(植物性機能)	専門基礎	1	必修	1
		解剖学Ⅱ(内臓系・神経系)	専門基礎	1	必修	1
		生理学Ⅱ(動物性機能、内分泌)	専門基礎	1	必修	1
微生物学、免疫学、薬理概論	2	微生物学	専門基礎	1	必修	1
		薬理学	専門基礎	2	必修	1
		病理学	専門基礎	2	必修	1
精神保健	2	精神看護学概論	専門	2	必修	1
		精神看護学方法論	専門	2	必修	2
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学原論	専門	1	必修	1
		看護援助論Ⅰ(看護援助の基本)	専門	1	必修	1
		看護援助論Ⅱ(生活援助)	専門	1	必修	2
		看護過程展開論	専門	1	必修	1
		小児看護学実習	専門	3	必修	2
		基礎看護学実習Ⅰ(基礎)	専門	1	必修	1
		基礎看護学実習Ⅱ(発展)	専門	2	必修	2
		救急医学	専門基礎	2・3	必修	1

【注】配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

3) 教育実習(養護実習)について

小学校、中学校または高校に行って3週間の教育実習を行います。また教育実習の前には事前指導、事後指導があり、これをあわせて5単位の教育実習を行います。

教育実習の時期と準備

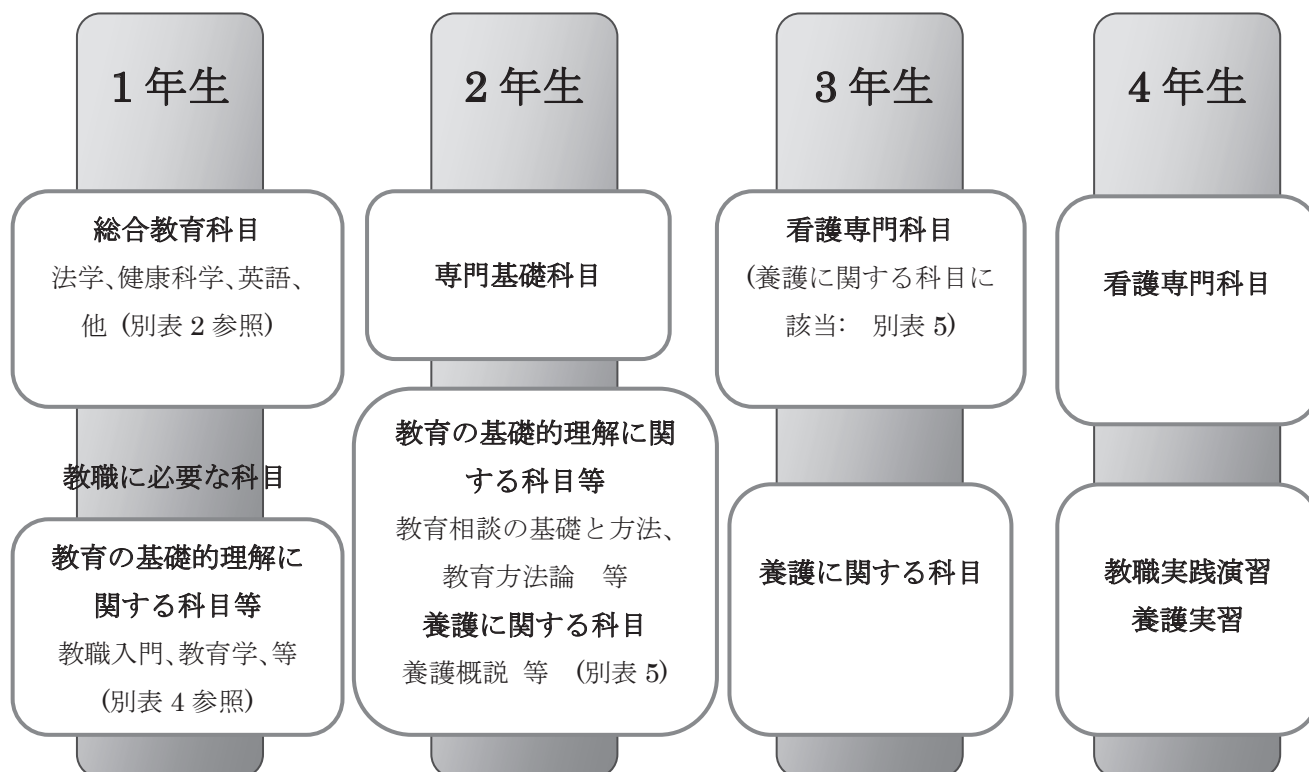
- ・教育実習は4年生の5～9月までの看護専門科目の領域別実習の間に組み入れます。そのため、教職課程を選択しない人より、実習は3週間多いことになります。
- ・教育実習は1年前に受け入れ学校に依頼し、承諾を得る必要があります。つまり **3年生の前期には、翌年実習させていただく学校と連絡をとっておかなければなりません**。これについては大学から教職履修者に情報提供をします。
- ・2年生前期の段階で、教職科目や総合教育科目が順調に履修できている人が教育実習の準備を進められることになります。
- ・教育実習先は出身校や出身都縣市において、学生が独自で実習校と交渉することで行います。
- ・実習に要する交通費や学習資料費、給食費などは自己負担になります。

4) 教職実践演習について

教職科目のまとめの科目で、4年生の後期に開講されます。

- ・教職実践演習は教育実習を終えて、さらに発展的かつ実践的な能力を身につけることを目的とした科目です。ただ、この時期は卒業研究や国家試験のための学習などもあり、時間的には非常に厳しい状況です。卒業研究と教職実践演習とのリンクを図るなどの工夫をしながら効率的に学習を進めてください。

5) 履修モデル



4. 学部で取得する養護教諭二種免許状について

保健師の免許を取得すれば、その免許を基礎資格として、勤務地あるいは在住する都道府県の教育委員会に養護教諭二種の免許申請書類を提出することによって、「養護教諭二種免許状」を取得することができます。

この申請手続きは大学では行いませんので、免許を希望する学生が、個別で行ってください。

*参照 主な教育委員会の連絡先 (15 p 参照)

5. 大学院で取得する養護教諭専修免許状について

- ・大学院で取得できる教育職員免許状は「養護教諭専修免許状」です。

1) 養護教諭一種免許状を持っている場合

既に養護教諭一種免許状を持っている学生は、別表 7 (13 p) に定められた科目を履修することによって養護教諭専修免許状を取得することができます。公衆衛生看護学領域および小児看護学領域の学生が養護教諭専修免許状を取りやすい設定になっています。専門領域が養護教諭の専門性に近いためこのような課程になっています。

教育実習は必要ありません。

2) 保健師免許を基礎資格にした養護教諭二種免許状を持っている場合、あるいは保健師免許を持っている場合

重要： まず、在住の都道府県教育委員会免許係などの相談を受けてください。

相談を受ける際には卒業校の成績証明書を持っていくと、具体的に相談に乗ってもらいやすくなる場合があります。相談し、今後履修しなければいけない科目と単位を教えてもらえます。

原則は一種免許状と二種免許状を比較して、不足している科目を取るようになります。

- ・本学での履修は、下の「4）大学院に在籍して、養護教諭一種免許状（学部科目）と専修免許状（大学院科目）の両方を取得する場合」を参照してください。

3) 看護師免許のみ持っている場合

- ・4 年制大学を卒業していない場合は、本学では、養護教諭の専修免許状および一種免許状を取得することはできません。

・4 年制大学は卒業したが、保健師免許がなく、看護師免許のみお持ちという方は、出身大学が養護教諭課程を持っていたかどうか等の状況によって履修しなければいけない単位が異なります。まずは、養護教諭相談窓口の教員か在住の都道府県教育委員会に相談してください。具体的な履修手順は下の「4）大学院に在籍して、養護教諭一種免許状（学部科目）と専修免許状（大学院科目）の両方を取得する場合」を参照してください。

4) 大学院に在籍して、養護教諭一種免許状（学部科目）と専修免許状（大学院科目）の両方を取得する場合

重要

- ・仕事を持ちながら、2 つの免許を取得し、かつ修士論文を作成し、修士課程を 2 年間で修了するのは時間と大変な努力が必要です。指導教員とよくご相談ください。

一種・専修の両方を取得する際の手順

養護教諭一種免許状を取得

- 学部で必要科目の履修
- 教育実習
(科目等履修生として履修)
- 免許の申請、取得

次に養護教諭専修免許状を取得

- 大学院の必要科目を履修

・養護教諭一種免許状を取得するためには、卒業した大学が教職課程の認定校であるか、否かで追加して履修しなければならない科目が異なります(下図参照)。必ず居住地の都道府県教育委員会へ相談し確認してください。そして、本学の小田原保健医療学部の科目等履修生(19p参照)になり、別表2~5(7~8p)にある科目から追加で履修しなければならない科目を履修してください^{注)}。教育実習には行く必要があります。これらの教職に必要な科目を履修し終わったら、学生が個人で居住地の都道府県教育委員会へ養護教諭一種免許状を申請してください。

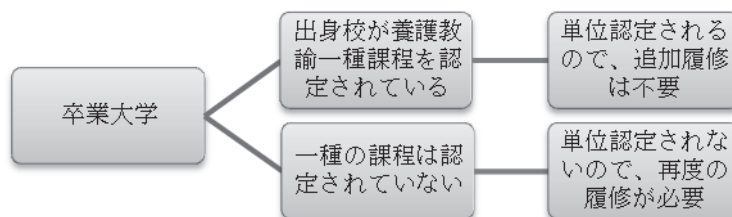
注) 履修科目は必ず小田原保健医療学部で履修してください。他のキャンパスの開講科目を履修しても認められません。

・さらに養護教諭専修免許状を取得するためには、大学院の必要科目(別表6・7)を履修します。大学院の科目履修は、小田原保健医療学部の科目履修と同時進行で履修できますので、1年次から計画的かつ積極的に科目を履修してください。養護教諭専修免許状に必要な科目を履修し終わったら、学生が個人で居住地の都道府県教育委員会へ養護教諭専修免許状を申請してください。

・科目等履修生については、小田原保健医療学部 学務課教務係(14p参照)にご相談ください。また、参考として2024年度の募集要項を19pに掲載しています。

履修を必要とする科目が異なる例

卒業した大学で「学校保健 2単位」を履修しているとき。



別表6 教育職員(養護教諭専修)免許状課程 教育職員免許法等に定める基礎資格及び科目ごとの最低単位数と本学規程

根拠	基礎資格	科目ごとの最低単位数			
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に定める科目
教育職員免許法等	修士の学位を有すること	21	28	31	—
合 計		80			
本学規程	修士の学位を有すること	—	—	24	—
合 計		24			

別表7 教育職員(養護教諭専修)免許状課程 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
養護に関する科目	47	看護学研究法Ⅰ(質的研究)	専門科目	1	選択必修	2
		看護学研究法Ⅱ(量的研究)	専門科目	1	選択必修	2
		看護教育論	専門科目	1	選択必修	2
		看護コンサルテーション論	専門科目	1	選択必修	2
		看護クオリティマネジメント論	専門科目	1	選択必修	2
		小児看護学講義【修士】Ⅰ(小児看護の基礎)	専門科目	1	選択必修	2
		成人看護学講義【修士】Ⅰ(基礎理論)	専門科目	1	選択必修	2
		精神看護学講義【修士】Ⅰ(治療的介入技法)	専門科目	1	選択必修	2
		公衆衛生看護学講義【修士】Ⅰ(公衆衛生看護の対象とプロセス)	専門科目	1	必修	2
		小児看護学講義【修士】Ⅱ(看護実践の探究)	専門科目	1	選択必修	2
		小児看護学演習【修士】Ⅰ(研究手法)	専門科目	1	選択必修	2
		小児看護学演習【修士】Ⅱ(事例分析)	専門科目	2	選択必修	2
		精神看護学講義【修士】Ⅱ(精神保健医療福祉制度)	専門科目	1	選択必修	2
		公衆衛生看護学講義【修士】Ⅱ(支援の施策化)	専門科目	1	選択必修	2
		公衆衛生看護学演習【修士】Ⅰ(支援技術)	専門科目	1	選択必修	2
		公衆衛生看護学演習【修士】Ⅱ(評価について)	専門科目	2	選択必修	2
		修士課程のための研究法入門	共通科目	1・2	選択必修	2
		疫学概論	共通科目	1・2	選択必修	2
		統計学入門	共通科目	1・2	選択必修	2
		災害医療論	共通科目	1・2	選択必修	2
		ボランティア論	共通科目	1・2	選択必修	1
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		臨床心理学概論	共通科目	1・2
教育学概論Ⅰ(基礎)	共通科目			1・2	選択必修	2
教育学概論Ⅱ(応用)	共通科目			1・2	選択必修	2

【注】選択必修科目23科目から22単位選択必修。合計24単位以上修得。

6. 養護教諭免許状の申請について

- ・養護教諭免許状の申請には一括申請（大学が一括して行う）と個別申請（個人で教育委員会に申請する）の2種類があります。
- ・学部学生が卒業する時点で養護教諭一種免許状を申請する場合は、大学で一括申請をします。学生は掲示を良く見て、必要書類を提出してください。
- ・大学院生で養護教諭専修免許状を申請する場合や課程の途中で養護教諭一種免許状を申請する場合などは、個別申請になります。

7. 相談先及び関係機関

1) 学部での養護教諭課程相談窓口

小田原キャンパス

小田原保健医療学部 履修相談窓口 学務課 教務担当
学習相談窓口 養護教諭課程領域 担当教員

TEL 0465-21-0361

e-mail odawara-kyomu@iuhw.ac.jp

2) 大学院での養護教諭課程相談窓口

東京赤坂キャンパス事務局 教務担当

TEL 03-5574-3900

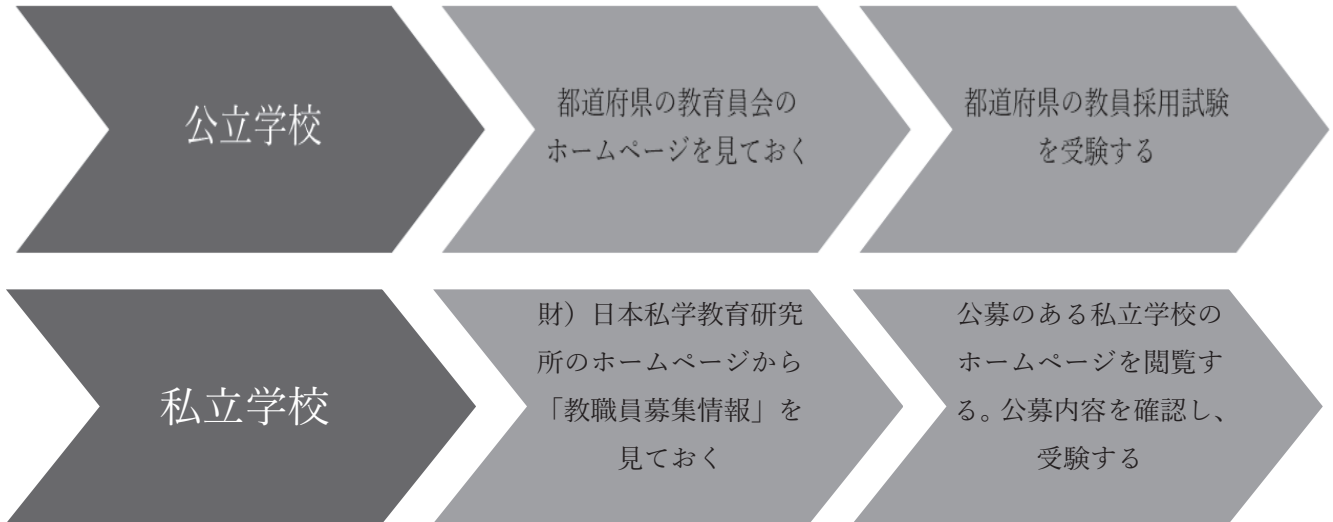
e-mail e-tokyo@iuhw.ac.jp

3) 教育委員会等

教育委員会	住所	窓口など
東京都 教育委員会	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号	免許の相談・採用情報 東京都教育庁人事部選考課 免許に関すること 電話 03-5320-6788 選考に関すること 電話 03-5320-6787
神奈川県 教育委員会	神奈川県横浜市中区日本大 通 1	免許の相談・採用情報 (免許に関すること) 教育局行政部教職員企画課免許グループ 電話 045-210-8140 (選考に関すること) 教育局行政部教職員人事課教職員採用グループ 電話 045-210-8190
横浜市 教育委員会	横浜市中区本町 6 丁目 50 番 地の 10	採用情報 教職員人事部教職員人事課任用係 電話 045-671-3246
静岡県 教育委員会	静岡市葵区追手町 9 番 6 号	免許の相談・採用情報 義務教育課 免許に関すること 電話 054-221-2758 選考に関すること 電話 054-221-3105
静岡市 教育委員会	静岡市清水区旭町 6 番 8 号	採用情報 教育局 教職員課 人事第 2 係 電話 054-354-2509

8. 養護教諭の就職について

公立学校に勤務する場合と、私立学校に勤務する場合の2つがあります。



・公立学校の教職員募集は毎年あります。養護教諭の倍率は小学校や中学校の他の教科に比べて高くなることが多いです。自治体によって採用者数は異なりますし、年度によっても違いが見られますが、5倍以上のところが多いですので、採用試験に向けての勉強を入学年度から計画的に進める必要があります。

例 神奈川県

応募時期	4月中旬～5月中旬			
一次試験	7月	二次試験	8月ごろ	合格発表 10月

東京都

採用説明会	3月			
応募時期	4月上旬～5月上旬			
一次試験	7月	二次試験	8月ごろ	合格発表 9月下旬

※3年生から一次試験（教職教養、専門教養）を受験することが可能。

9. 国際医療福祉大学教育職員（養護教諭一種、養護教諭専修）免許状課程履修規程

（目的）

第1条 この規程は、国際医療福祉大学学則第43条の2及び国際医療福祉大学大学院学則第10条の2の規定に基づき、教育職員免許状（養護教諭一種免許状、養護教諭専修免許状）課程（以下「教職課程」という。）の履修について必要な事項を定めることを目的とする。

（教職課程の履修）

第2条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修登録届を所定の期限までに教務事務主管課に提出しなければならない。

（免許状取得のための要件）

第3条 養護教諭一種免許状取得のための要件（最低修得単位数等）及び本学が規定する履修方法は、別表1のとおりとする。

2 養護教諭専修免許状取得のための要件（最低修得単位数等）及び本学が規定する履修方法は別表6のとおりとする。

（養護教諭一種免許状取得のための教職課程の授業科目の履修）

第4条 養護教諭一種免許状取得のための教職課程の授業科目については、別表2から別表5により履修しなければならない。

2 「養護実習」を履修登録するためには、1・2年次に「教育の基礎的理解に関する科目等」を14単位以上履修していなければならない。

（養護教諭専修免許状取得のための教職課程の授業科目の履修）

第5条 養護教諭専修免許状取得のための教職課程の授業科目については、別表7により履修しなければならない。

（教職課程履修費等）

第6条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修費を所定の期限までに納付しなければならない。

2 その他、教職課程の履修にあたって必要な費用が生じた場合は、所定の期限までに納付しなければならない。

（教職課程委員会）

第7条 教職課程の運営に関する事項の審議は、国際医療福祉大学教職課程委員会（以下「教職課程委員会」という。）において行う。

2 教職課程委員会については、別に定める。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程の運営に必要な事項については別に定める。

(主管)

第9条 この規程にかかる事務の執行は、東京赤坂キャンパス及び小田原キャンパスの教務事務担当部署が主管するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成22年度入学生は、履修費及びその他教職課程の履修にあたって必要な費用は免除する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。